

## 「地域カルテ」作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### ■業務の目的■

多可町が進める地域共生社会づくりの推進と、あらゆる主体の活躍を促す「持続可能な生活圏」を形成するため、集落の枠組みを越えた広域の地域運営組織の形成が求められている。

令和6年度からの本格的な検討に向け、地域の課題と資源が見える化し、活発な意見交換を促すため、旧小学校区ごとに地域カルテを作成する。

本要領は、「地域カルテ」作成業務を委託する業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### ■事業概要■

#### 1. 事業名

「地域カルテ」作成業務委託

#### 2. 業務内容

別紙「仕様書」による。

なお、必要と思われる事項は企画提案書にて説明すること。

※仕様書は今後の打ち合わせ等の内容により変更の可能性がある。

#### 3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日(月)までとする。

#### 4. 提案上限額(消費税及び地方消費税を含む)

4,000,000 円

#### 5. 成果品

##### (1) 電子媒体

①電子データ(形式 Microsoft Word、PDF等)

②その他本業務委託において作成した資料等

##### (2) その他留意点

①図や表を適宜使用するほか、データや情報などわかりやく視覚的に表現する(インフォグラフィックなど)ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。

②専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

##### (3) 納入先

多可町役場 総務課 地域共生社会づくり推進担当

## ■参加資格■

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 応募者は、他自治体等における類似業務（地方創生関連の計画策定等）の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。
2. (1) 多可町競争入札参加名簿に登録があることを原則とする。  
(2) 未登録の場合は、速やかに上記にかかる申請手続きを行うこと。  
問合せ先：多可町役場・財政課 入札・契約担当（☎0795-32-4771）
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に該当していないこと。
4. 申込日現在、多可町の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
5. 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
6. 多可町暴力団排除条例施行規則（平成25年多可町規則第9号）に基づく排除措置を受けていないこと。
7. 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

## ■公募スケジュール■

令和5年10月23日（月） 公募開始

同年10月27日（金） 午後5時 質問（様式7）提出期限

・質問メールにて送付後、必ず多可町役場 総務課  
（0795-32-2382）まで電話連絡ください。

同年10月31日（火） 質問回答

・提案書の作成に影響が大きいと思われる内容についてはホームページに掲載します。

同年11月2日（木） 午後5時 参加申込書等提出期限

同年11月8日（水） 一次審査（書類審査）結果通知

同年11月20日（月） 午後5時 企画提案書提出期限

同年11月27日（月） 二次審査（プレゼンテーション）

同年11月29日（水） 二次審査（プレゼンテーション）結果通知

同年12月上旬 契約

## ■応募書類■

応募書類	備考	部数
① 参加申込書（様式1）	必要事項を記載の上、代表者印を押印くだ	1部

	さい。	11月 2日(木) 午後5時まで
② 参加資格確認書 (様式2)	内容をご確認ください。	1部 11月 2日(木)
③ 業務実施体制(1) (2)(様式3)	それぞれの業務に関する実施体制とその連携に関する実施体制を記載ください。	7部 11月 2日(木)
④ 業務統括責任者実績書 (様式4)	契約締結後に業務統括責任者になる予定の者及びその実績(本提案内容と類似した業務に携わった経験がある場合)を記載してください。予定業務統括責任者が過去に所属していた企業等における実績も含める。	7部 11月 2日(木)
⑤ 会社概要 (様式5)	必要事項を記載ください。	7部 11月 2日(木)
⑥ 企画提案書 (様式自由)	原則A4版両面縦左綴じで、表紙・目次を除き10ページ以内とし、目次を除き下段中央にページ番号を付けてください。 「3. 企画提案書記載項目」を参照のうえ作成してください。	7部 11月 20日(月)
⑦見積内訳書 (様式6)	積算根拠を記載ください。	7部 11月 20日(月)
⑧企画提案書類提出兼誓約書(様式8)		7部 11月 20日(月)

### 1. 書類作成にあたっての留意事項

- (1) 全ての項目について記載してください。
- (2) 項目の追加・削除はしないでください。
- (3) 原則A4版で、文字の大きさは原則12ポイント以上としてください。

### 2. 企画提案書の作成要領

- (1) 原則A4版両面使用とし、縦置き横書き左綴じとしてください。  
ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとします。
- (2) 図又は表等を挿入してもよいが、別紙で添付する場合は、該当する企画提案の項目ページ後に編綴してください。(末尾に編綴しないこと)。また、図又は表を挿入する場合はA4版又はA3版サイズ(山折り)としてください。
- (3) 提案書の分量が嵩む場合等、インデックスの使用は可とします。
- (4) 資料はカラー、白黒は問いません。

### 3. 企画提案書記載項目

以下の資料を参考に、業務実施スケジュール、工程ごとの担当者等について記載すること。

- (1)「地域カルテ」作成業務委託仕様書
- (2)「地域カルテ」作成業務委託業者選定評価書

#### 4. 応募書類の取扱い

- (1) 応募書類については、提出後の変更は認められません。
- (2) 応募書類その他応募者から提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 応募書類の著作権は応募者に帰属するが、審査等において必要な場合は無償で多可町が使用できるものとしします。
- (4) 応募内容については、審査終了後など必要に応じて、その内容を公開する場合があります。
- (5) 応募内容のすべてが公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するおそれがあるものについては非公開とします。

#### ■ 応募日程等 ■

##### 1. 企画提案書の提出期限

令和5年11月20日(月)午後5時(必着)

##### 2. 提出方法

応募書類を書留郵便で送付又はご持参ください。

書類提出に合わせて電子データ(PDF形式ファイル)を多可町役場 総務課 地域共生社会づくり推進担当 kyosei@town.taka.lg.jp へメールにて提出してください。

##### 3. 提出先

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町役場 総務課 地域共生社会づくり推進担当

#### ■ 審査及び候補者の選定 ■

##### 1. 審査評価点等

###### (1) 審査の流れ

一次審査で二次審査参加資格者を決定し、二次審査の結果、高い評価を得た順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定する。

###### (2) 審査の評価点項目

- ・業務実績
- ・事務局サポート体制
- ・業務遂行のための組織体制

- ・地域カルテに関する知識
- ・町の現状や状況を捉えているか
- ・資料作成能力
- ・費用積算根拠の妥当性

### (3) 追加説明等

審査のために必要があると認める場合は、応募者に対し説明を求めることがあります。

## 2. 一次審査（書類審査）

### (1) 一次審査通過者の決定

応募者による申込書類の内容を多可町が設置する「多可町プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）にて審査し、一次審査通過者として4事業者程度を選定します。

### (2) 結果通知

選定結果は、令和5年11月8日（水）を目途に応募者全員に電子メールにて通知いたします。

### (3) その他

- ・次のいずれかの次項に該当する場合は失格とします。
  - ① 提出書類に虚偽があったとき。
  - ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
  - ③ 契約締結時点において、応募資格を満たさない場合。
  - ④ その他、本要領の内容に適合していない場合。
- ・審査結果に異議の申し立てを行うことはできません。
- ・見積価格が提案上限額を超えた場合には、審査自体を行いません。
- ・一次審査通過者は、その地位を第三者に譲渡することはできません。

## 3. 二次審査（プレゼンテーション）

提案書等をもとに審査委員に対し説明を行い、あわせて質疑応答を行います。

### (1) 実施日時

令和5年11月27日（月）

※発表順については、参加表明書類受領日時の遅い事業者より順番に行うものとし、各社の説明の順番及び時間については別途事務局より電子メールにて連絡します。

### (2) 説明会場

多可町役場 4階 401会議室

### (3) 時間配分

提案説明：20分以内、質疑応答：10分

(4) 出席者

提案説明には、本委託を受託した場合の管理責任者予定者又は実務担当予定者が必ず出席してください。出席人数は、最大4名までとします。

(5) 使用機材

プロジェクター及びスクリーン、マイクについては多可町が準備します。

PC等それ以外のものについては、発表者側で用意してください。

(6) 説明内容

提出した提案書の内容について説明を実施してください。

※別途説明用資料をご用意いただくことは可能ですが、提出書類の内容と整合する内容であることが必要です。

(7) 審査決定等

審査により、業務に最も適した提案を行ったと認められる者から順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定します。最優秀提案者を委託候補者として、町は委託契約締結に向けた仕様・価格等の協議を行います。

ただし、最優秀提案者との協議が不調となった場合、町は優秀提案者と協議を行うものとします。

(8) 結果通知

二次審査結果は対象者全員に通知するとともに、町ホームページで公表します。

(9) その他

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を取り下げる場合は「取り下げ願い書（様式9）」を持参または郵送にてご提出ください。